

国家戦略特区ワーキンググループ(2013/7/17)

「アート特区」について

国立新美術館館長

青木 保

**「アート特区」を設定するに当たっては、
次の2点に留意する必要がある。**

**1 それが、アート^(*)による日本の活性化
に大きく貢献すること**

*** 「アート」とは文化芸術のこと、大衆文化・エン
ターテインメントなども含む**

**2 国際的に見て、際立った存在感を誇る
ものであること
(たとえばハリウッドのように)**

**「アート特区」として次の2つのタイプ
(重複してもよい) を提案する。**

- A 文化創造・文化発信・洗練された楽しめる都市空間・文化施設の集合拠点**
- B 文化産業の中心地**

A 文化創造・文化発信・洗練された楽しめる都市空間・文化施設の集合拠点

たとえば、六本木トライアングル。国立新美術館、サントリー美術館、森美術館、21_21DESIGNSIGHTと、美術館が集積している（年間入館者数は4館合わせて約5百万人）。地元商店街等も含めて最大のイベントは、夜を徹してアートイベントを繰り広げる「六本木アートナイト」（一晩で約百万人）。

文化芸術は人々に感動や安らぎを与え、創造力を活性化させるとともに、人と人を結びつける役割も果たす。文化施設や文化活動の集積は、国際的な文化交流の場、一大観光資源でもあり、経済効果をも生み出す。

国立新美術館に隣接して立地する政策研究大学院大学とアートを結びつけたアートスクールを設置することにより、国際的な専門家教育も可能（アートマネージャー、メディアアートのアーティスト、学芸員など）。

○魅力ある地区にするために

- ・ 世界に誇る新しい文化施設(美術館、博物館、劇場・ホール、ライブハウス等)を建設しやすくするための容積率緩和など
- ・ 景観そのものがアートとして楽しめるようにインフラ整備
- ・ 歩きやすく、散歩をされていて心躍る道路や路地の整備
- ・ カフェ、レストラン、アート関連ショップの出店促進
- ・ 道路や公共空間の占用許可の要件緩和
- ・ 案内サインや屋外広告に関する規制緩和

○独立行政法人国立美術館の活性化を妨げているものは

- ・ 専門的人材の不足
- ・ 収益の活用が認められないこと

○美術館の活動充実のために

- ・ 有期雇用契約期間の延長
- ・ 美術館に美術品の寄贈や寄附をしやすくするため、優遇税制の拡大と対価性のある寄付を認める
- ・ 美術品の国家補償法の適用範囲の拡大

○子どもの頃から文化芸術に親しむために

- ・ 学校の教育活動の一環として文化施設を利用しやすくする

B 文化産業の中心地

文化産業が集積する地域を「文化のシリコンバレー」にする。

メディアアート「アニメ、漫画、ゲーム、インタラクティブアート」などのコンテンツ産業は、わが国がなお固有の強みを発揮できる可能性のある分野であるが、振興策は少額の補助金制度を軸としており、世界的に主流となっている税制面での振興策は皆無。その結果、日本企業による日本国内向け映像製作についても、シンガポールやフィリピンその他諸外国への製作現場の移転が進みつつあり、このままでは国内が空洞化するおそれ。

製作会社、撮影スタジオ、技術研究所、人材育成機関などの立地促進のための基盤を整備する。

- **タックス・クレジット等、世界標準に合わせた税制上の優遇措置の創設**
- **過酷な製作現場の環境改善**
- **継続的な人材育成事業の実施**
- **メディアアートに係る世界的、総合的な拠点形成**

以下、補足資料

六本木アートナイト

2013/3/23~24

TRIP

今日が明日に
なるのを目撃せよ。



六本木アートナイトHPより

国立美術館における 専門的人材の不足

学芸員の主な業務

- ・展覧会開催のための調査研究
- ・展覧会の企画立案
- ・展示作品の出品交渉
- ・展覧会の広報
- ・会場設営・作品展示の管理
- ・講演会・シンポジウムの企画・運営
- ・所蔵作品の管理・貸出
- ・所蔵作品の保存修復
- ・教育普及(ボランティア・学校受入等) など

会場設営の管理



展覧会の企画立案



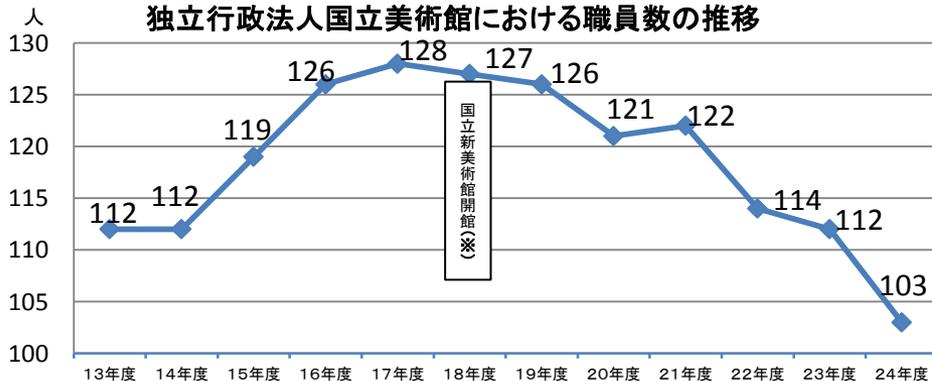
教育普及(美術教員等を
対象とした研修事業)



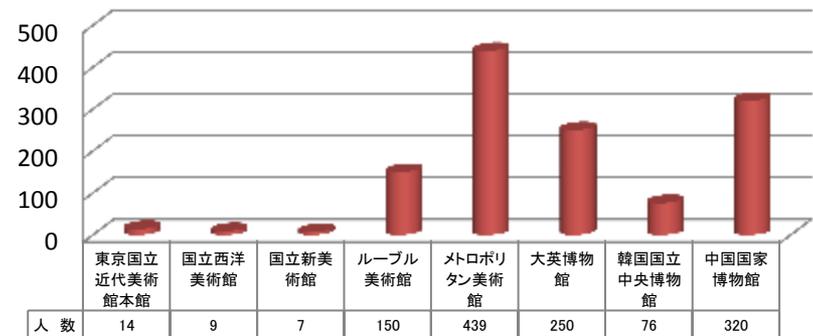
所蔵作品の保存修復



独立行政法人国立美術館における職員数の推移



国立美術館と国外の主な美術館の学芸員数比較



※文化庁資料より

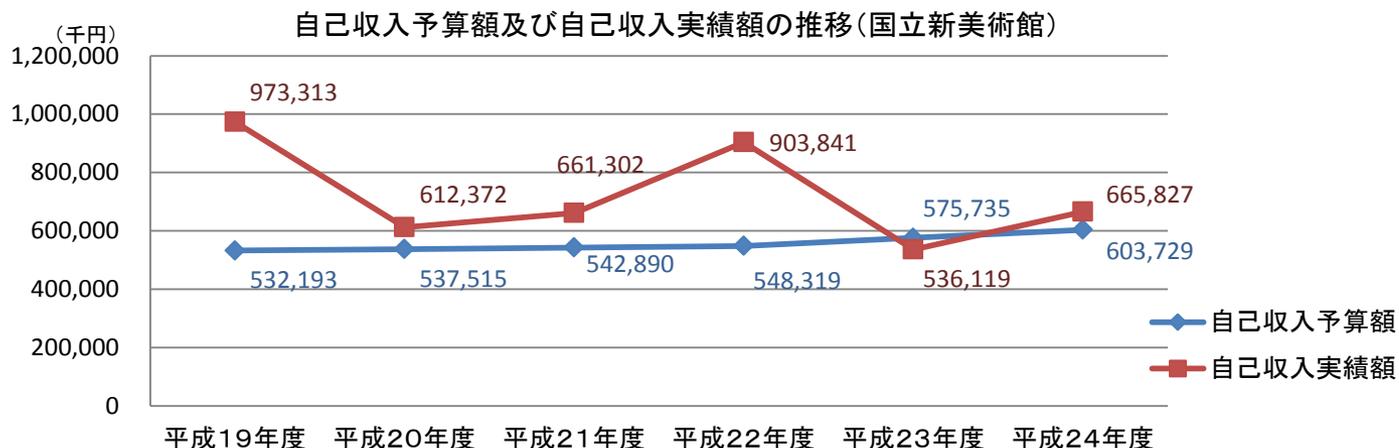
経営努力により獲得した利益の活用

○課題

- ・第2期中期目標期間以降、目的積立金が全く認められていない。
- ・自己収入予算額(ノルマ)について、毎年1%以上の増加には無理がある。集客力の高い展覧会ばかりでないため、近年、自己収入ノルマの達成が困難となっている。

○利益の活用

- ・展覧会の充実(展示作品の充実、広報の充実 など)
- ・来館者サービスの向上(館内の外国語案内表示の充実、レストラン等施設の向上 など)
- ・美術作品購入費の充実
- ・老朽化対応のための施設・設備の充実



- ・国立新美術館は平成19年1月に開館し、平成19年度は「大回顧展モネ」(入館者70万人)、「フェルメール《牛乳を注ぐ女》とオランダ風俗画展」(入館者49万人)等の開催により、自己収入予算額を大幅に超過
- ・平成22年度は「オルセー美術館展2010「ポスト印象派」」(入館者77万人)及び「没後120年ゴッホ展」(入館者59万人)等の開催により、自己収入予算額を大幅に超過
- ・目的積立金が認められれば、展示作品の充実、広報の充実、来館者サービスの向上を図ることができ、より質の高い展覧会の開催が可能

○有期雇用契約期間の延長(労働契約法第18条の特例)

学芸員や広報担当などの専門的な業務に従事する事務職員について、5年という短期間で優秀な人材が流出することのないよう、雇用期間を延長できることとする。

○税制

○特区内の国公立美術館に対して重要文化財以外の美術品を譲渡した場合も非課税とする。

○個人が国立美術館に寄付した場合、所得控除制度に加え、税額控除制度も導入する。

○法人が国立美術館に美術品を寄付した場合の損金限度額を撤廃する。

○対価性がある場合にも、一定のルールを設けて寄付として認定し、寄付金控除(損金算入)できるようにする。

タックス・クレジットについて

例：アメリカの雇用創出法(The American Jobs Creation Act of 2004) Section 199

人件費(俳優、製作スタッフ、監督、プロデューサー)の最低50%が米国内で提供されることにより製作された映画及びテレビ番組のライセンス、販売、交換もしくはその他の取引について9%の所得控除(deduction)が認められることとなった。

略

この措置自体は、映画、テレビ産業に対し固有に認められたものではなく、他にもいくつかの取引が対象となっており……

「米国で広がる映像製作に対する公的支援」(2006.3)

日本政策投資銀行 ニューヨーク駐在員事務所 より

アニメーターの給与実態

実態調査 概要報告



◆付属資料E 国民全体との収入の比較

アニメーター(※1)

(単位:万円)

年代	平均
20	110.4
30	213.9
40	401.2
50	413.7
60	491.5
70	30.0

国民全体(※2)

(単位:万円)

年代	平均給与
20~24歳	251
25~29歳	343
30~34歳	404
35~39歳	465
40~44歳	499
45~49歳	505
50~54歳	503
55~59歳	490
60歳以上	370

※1 アニメ以外の収入も含む総収入

※2 国税庁, 平成18年分 民間給与の実態統計調査, 給与階級別分布

学習指導要領について

小学校

- 国語・社会・算数・理科・体育の標準授業時数が6年間で約1割増加します※1
- 週当たりの標準授業時数が1・2年生で週2時間、3～6年生で週1時間増加します※2

※1 算数・理科の授業時数は、移行期間である平成21年度から増加しました

※2 週当たりの授業時数は、移行期間である平成21年度から全学年で週1時間増加しました

国語：1・2年生で週9時間に増加

体育：1～4年生で週3時間に増加

算数：2～6年生で週5時間に増加

外国語活動：5・6年生で週1時間新設

理科：4～6年生で週3時間に増加

		国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	道徳	外国語活動	総合	特活	合計
1年生	H23~	9	-	4	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	25
	H22	8	-	4	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	24
	現行	8	-	3.4	-	3	2	2	-	2.6	1	-	-	1	23
2年生	H23~	9	-	5	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	26
	H22	8	-	5	-	3	2	2	-	3	1	-	-	1	25
	現行	8	-	4.4	-	3	2	2	-	2.6	1	-	-	1	24
3年生	H23~	7	2	5	2.6	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	27
	H22	6.7	2	5	2.6	-	1.7	1.7	-	2.6	1	-	2.7	1	27
	現行	6.7	2	4.3	2	-	1.7	1.7	-	2.6	1	-	3	1	26
4年生	H23~	7	2.6	5	3	-	1.7	1.7	-	3	1	-	2	1	28
	H22	6.7	2.4	5	3	-	1.7	1.7	-	2.6	1	-	2.9	1	28
	現行	6.7	2.4	4.3	2.6	-	1.7	1.7	-	2.6	1	-	3	1	27
5年生	H23~	5	2.9	5	3	-	1.4	1.4	1.7	2.6	1	1	2	1	28
	H22	5.1	2.6	5	3	-	1.4	1.4	1.7	2.6	1	0~1	21~31	1	28
	現行	5.1	2.6	4.3	2.7	-	1.4	1.4	1.7	2.6	1	-	3.1	1	27
6年生	H23~	5	3	5	3	-	1.4	1.4	1.6	2.6	1	1	2	1	28
	H22	5	2.9	5	3	-	1.4	1.4	1.6	2.6	1	0~1	21~31	1	28
	現行	5	2.9	4.3	2.7	-	1.4	1.4	1.6	2.6	1	-	3.1	1	27

数字は1週間当たりの標準授業時数

合計 時間数(※)	新	1461	365	1011	405	207	358	358	115	597	209	70	280	209	5645
	現行	1377	345	869	350	207	358	358	115	540	209	-	430	209	5367

は増加する教科 ※ 6年間の合計標準授業時数(1単位時間は45分、授業は年間35週[1年生は34週])

文部科学省HPより
保護者向けパンフレット